

福州市日本企業会 会則

第一条 名称

本会は「福州市日本企業会」と称す。

第二条 目的

本会は会員の中国福州での企業活動の円滑化を図り、更に生活を有意義かつ安全に過ごすため、会員相互間の情報交換と親睦を行うことを目的とする。

第三条 構成

- 1) 本会は福州市及び福州市近郊に登録の日系企業及び前記地域に居住する「日本人」で構成する。
- 2) 本会は下記役員（事務局ともいう）を置き運営する。
役員の定数は下記を目安として選出するものとする。
また、下記の役員に加え、必要に応じ相談役を置くことができる。

<役員体制>

会長 1名
副会長 1～3名
幹事長兼事務局長 1名
幹事 1～若干名
会計 1名
監査役 1名
相談役 必要に応じ選出

- 3) 役員の選出は、下記方法で役員会にて選出し、第十二条の規定に基づき、総会で会員の過半数の賛成を得て決定する。

<役員選出方法>

- ① 法人会員企業の中から登録会員数の多い企業、過去に役員選出実績が少ない企業などの条件を勘案し、役員会にて候補者を選出する。
 - ② 役員の任期は二年とする。ただし、再選は妨げない。
 - ③ 会計・監査役・幹事・幹事長・事務局長・副会長・会長の各職は、選出された役員より、役員会の互選により決定する。役職の兼務は妨げない。
ただし、三役内で事前人選の場合は別とする。
- 4) 全国邦人組織（日本商工クラブ、全国日本人会など）の呼びかけにより実施される全国規模の懇親会、安全会議などについて、役員会が必要と認めた時、2名を限度に往復の旅費、宿泊費の支出を認める。

第四条 会員

- 1) 会員は福州市及び福州市近郊に登録の日系企業及び、前記地域に居住する日本人を対象とし、本会の趣旨に賛同し、入会希望の企業又は個人の加入について役員代表（会長・副会長・幹事長）で確認したのち年会費を納入した時から会員とする。
- 2) 会員は法人会員と個人会員に区分し、以下の通り定義する。
法人会員：企業単位で登録する（全駐在員を登録）
法人会員は自動的に「福州外商投資企業協会」の団体会員として福州市の機関に企業名で登録され、「福州外商投資企業協会」の団体会員としての資格を有す。
本会としては、「福州外商投資企業協会」の団体会員への加盟を推進する為法人会員としての登録を推奨する。
個人会員：個人名で登録する。
個人会員は「福州外商投資企業協会」の団体会員としての資格は有しない。

第五条 会員の義務

- 1) 会員は日中友好を損なう行為をしてはならない。
- 2) 会員は会則に従って会費を納入しなければならない。
- 3) 会員は企画に積極的に参加し、本会を発展向上させるよう協力する。
- 4) 会員が事故・事件に遭遇した場合は、必ず事務局へ報告しなければならない。
- 5) 会員は緊急の連絡を受けた場合、必ず事務局に報告しなければならない。
- 6) 会員は未加入の日本人に気付いたら「福州市日本企業会」の啓蒙活動に協力し入会を勧誘する。または事務局へ連絡する。

第六条 法人会員の権利と義務

- 1) 法人会員は自動的に「福州外商投資企業協会」の団体会員となり、協定会則に基く投資相談、会社運営に関する諸問題の相談、人的交流などの助力について「日本企業会」から支援を受ける権利を有す。
- 2) 「福州市外商投資企業協会」より協会の理事、常務理事、副会長への就任要請があった場合、法人会員は加盟する企業間で協議し代表を選出する義務がある。
尚、協会の理事、常務理事、副会長に選任された企業は、協会の定めた役員会費を企業会に納入し、企業会より「福州市外商投資企業協会」に納金し、下記3)の協会費500元は免除とする。
- 3) 法人会員は「福州外商投資企業協会」の年会費500元/年を「日本企業会」を通して納入しなければならない。
尚、徴収した年会費は「福州外商投資企業協会」の団体会員費として「日本企業会」より「福州外商投資企業協会」に納金する。(年一回の一括納金)

第七条 会費

会員の会費は年会費として以下の内容で年初に一括収集する。

- 1) 法人会員：一律年1,500元(全駐在員を登録)
(福州市外商投資企業協会団体会費500元を含む)
- 2) 個人会員：100元/人(個々に納金する)
新規会員については会員登録時に初回登録料として年会費額を収集する。

第八条 活動

本会の目的に基づいて下記の活動を行う

- 1) 定例会の開催(原則として4月、8月、12月、2月の4回)
- 2) レクリエーション(ゴルフ・旅行・海水浴・マージャン大会・テニス・卓球)その他、会員の要望により実施する。
- 3) 法人会員に対し勉強会としてセミナー、会社訪問会等(会員相互の知識向上と中国を理解し福州市及び地域貢献のため、情報交換及び、勉強会をその都度企画し実施する。)を開催する。
- 4) その他 地域社会に貢献できると判断した時の寄付行為
(例：災害見舞金等。但し、役員会で決定し会員に報告する。)
- 5) 広州総領事館や全国邦人組織などの安全情報、選挙案内など諸情報を会員に配布する。
※企業会に登録している各企業の個別情報は企業会として対応しない。
- 6) 法人会員に対し投資相談、会社運営に関する諸問題の相談、人的交流などの助力及び会員証明書を発行する。
但し、会費未納の場合はこの限りではない。

第九条 定例会

定例会は役員会で企画し役員が担当して以下の内容で実施する。

1 項、参加資格者

定例会への参加資格者は以下の通り規定する。

- 1) 会員 : 第四条規定の法人会員、個人会員
- 2) 付帯者 : 法人会員＝駐在者の家族、同社の出張者またはその家族、及び同社関係者個人会員＝個人会員の家族
- 3) 協賛会員 : 第十三条規定の協賛会員
- 4) 特別会員 : 第十四条規定の特別会員
- 5) 招待者 : 役員会が認めた関係者

2 項、参加の手続き

参加手続きは、役員が発行する「定例会案内書」の返信欄等に参加申込内容を記載して、役員に申し込む。
(「定例会案内書」に記載された申込期限後の申し込み及び変更は原則として受け付けない。従って申込み無しで参加は出来ない。また、申込み後当日不参加となった場合も参加費を徴収する。←料理の当日追加及び、キャンセルが出来ない為。)

3 項、参加費

参加費は以下の金額とし、実施の当日会場の受付にて幹事が徴収する。

- 1) 会員 : 200 元/回 (駐在員、出張者、同社関係者)
但し、新入会員と帰任会員は 100 元/回とする
- 2) 付帯者 : 100 元/回 (駐在員家族、出張者家族、個人会員家族、日本人留学生)
- 3) 協賛会員 : 200 元/回
- 4) 特別会員 : 200 元/回
- 5) 招待者 : 無料 (家族等の付帯者で小学生以下は無料)

第十条 会計監査

会計役は年 1 回会計監査役の金銭出納監査を受けなければならない。

(3 月 : 決算, 4 月 : 監査)

第十一条 役員会

必要に応じて会長が召集する。

第十二条 総会

- 1) 総会は会員の過半数の出席をもって成立とする(協賛会員、特別会員を除く)。
但し都合により参加できない場合、委任状提出者も出席扱いとする。
- 2) 役員改選、会計報告その他提案事項等、役員が総会を必要と判断した場合
総会を召集する。(定例会を兼ねる場合がある)
- 3) 会計決算は 3 月 3 1 日とし、原則として 4 月の総会において、会計報告/予算承認を行う。

第十三条 協賛会員

本会の主旨に賛同し、日本人の生活に深く関りのある現地企業及び飲食店が入会を希望した場合は「協賛会員」として企業名または店名で登録する。

但し、本来の会員とは対象が異なる為、会員と区別して以下の通り規定する。

- 1) 協賛会員は本来の会員ではない。従って会費は徴収しない。
- 2) 協賛会員は①定例会、②レクリエーションの活動にのみ参加する資格を有する。
- 3) 協賛会員も会員の会則に準じ第五条-1)の義務を負う。
- 4) 協賛会員の定例会参加費は会員と同額の200元/回を徴収する。

尚、定例会の参加に於いては、本会の主旨である会員相互の交流及び親睦を一義とする為、以下の内容を厳守することを原則とする。

- ① 参加人数は2名（一企業または一店）を限度とする。
- ② 定例会で行き過ぎた客引行為は自制し、営業活動は店の紹介や情報交換等の一般的な範囲に留める。

第十四条 特別会員

福建省内の企業会、商工会議所、日本人団体との交流を促進する為に役員会が必要と認めた場合は、「特別会員」として会社名、団体名、または個人名で登録する。また、省外に登録する日系企業又は日本人が入会を希望した場合は、役員代表（会長・副会長・幹事長）で確認したのち「特別会員」として会社名又は個人で登録する。特別会員は会員（法人・個人）とは対象が異なる為、会員と区別して以下の通り規定する。

- 1) 特別会員は本来の会員ではない。従って会費は徴収しない。
- 2) 特別会員は①定例会、②レクリエーションの活動にのみ参加する資格を有する。
但し、第八条3)の主旨に従ったセミナー開催並びに講演等の活動資格は有する。
- 3) 特別会員も会員の会則に準じ第五条-1)の義務を負う。
- 4) 特別会員の定例会参加費は会員と同額の200元/回を徴収する。

その他規約事項

1 項、同好会の登録承認と補助金支給について

- (1) 新たに同好会の登録を行う場合は、活動趣旨・目的及び活動計画と代表者名の詳細内容を文書で役員会に提出し、役員会での承認を必要とする。（同好会承認は、総会の決議事項とはしない）
<承認判断のガイドライン>

- ・企業会の設立目的（会則 第2条）に合致する活動内容であること。
- ・会員の多数が参加でき、継続的な会員の参画と長期的な活動が見込めること。
- ・会員間や地域社会との交流・親睦に資する健全な活動内容であること。

- (2) 上記で認められた企業会公認同好会には、年2、000元を活動補助金として支給する。

補助金の申請は毎年3月末日までに過去1年間の活動報告書を役員会に提出する。

役員会は、報告内容を審議し、補助金支給の可否を判断する。

活動報告書の提出が無い場合、または活動報告の内容が不適切、不十分である場合、役員会は同好会の登録を抹消する事ができる。

新規設立同好会の補助金申請は3月末時点で設立承認から6ヶ月を経過していなければならない。

改定経歴》

2018.04.01 改定、2015.12.19 改定、2014.12.20 改定、2012.12.22 改定、2012.02.18 改定、2011.04.23 改定
2010.04.24 改定、2008.04.19 改定、2006.04.15 改定、2001.06.03 改定、1996.03.01 改定、1986.10.01 制定